

信号機管理要綱の制定について（通達）

平成 20 年 2 月 26 日

熊交規第 143 号

信号機の管理については、これまで「信号機管理要綱の制定について（通達）」（平成 12 年 9 月 7 日付け熊交規第 2194 号）に基づき実施してきたところであるが、信号機に係る情報を一元管理する信号機管理システムの導入等に伴い、今後は、別添「信号機管理要綱」に基づき実施することとしたので、適切な管理に努められたい。

なお、前記通達は、本通達の施行をもって廃止する。

別添

信号機管理要綱

第 1 趣旨

この要綱は、信号機の適正な維持管理及び運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要綱において「信号機」とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 14 号に規定する信号機（同法第 5 条第 2 項の規定により管理に係る事務を委任した信号機を除く。）及びこれに附帯する設備をいう。

第 3 管理体制

- 1 警察本部に本部信号機管理責任者（以下「本部管理責任者」という。）を置き、交通規制課長をもって充てる。
- 2 警察署に署信号機管理責任者（以下「署管理責任者」という。）を置き、警察署長をもって充てる。
- 3 本部管理責任者及び署管理責任者は、相互に連携して、信号機の適正かつ効率的な維持管理及び運用に努めるものとする。
- 4 署管理責任者を補佐するため、警察署に信号機取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、交通規制を担当する課長をもって充てる。

第 4 職務

- 1 本部管理責任者は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 損傷、障害等発生時の早期復旧（現地調査、保守業者の現地派遣、予算措置等）
 - (2) 定期点検等における専門業者の派遣
 - (3) 適正な維持及び運用を行うための施設整備
 - (4) 署管理責任者に対する必要な指示、連絡、教養等

- 2 署管理責任者は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 通常の警察活動における信号機の外観及び運用状況の実態把握
 - (2) 損傷、障害等発生時の本部管理責任者への即報と危険防止のための応急措置
 - (3) 機能向上のための運用方法の改善
 - (4) 風水害、震災その他の災害の発生直後における、信号機の異状の確認
 - (5) 本部管理責任者の指示に基づく必要な措置
- 3 取扱責任者は、署管理責任者の指揮を受け、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 損傷、障害等発生時の応急措置（現場における交通整理、広報等の危険防止の措置及び復帰ボタン、電源ブレーカーの操作等の予算措置を必要としない簡易な補修）
 - (2) 異状な交通状況下における手動操作
 - (3) 障害物の除去
 - (4) 信号タイミングの設定及び修正
 - (5) せん光運用の設定及び変更
 - (6) その他信号機の維持管理及び運用に関し、署管理責任者から命ぜられたこと。

第5 信号機管理台帳

- 1 本部管理責任者は、信号機に係る情報を一元管理するとともに、信号機の拡充計画及び改善計画の立案、保守点検等に資するため、信号機管理システムを使用して信号機管理台帳（以下「管理台帳」という。）を作成するものとする。
- 2 管理台帳は、次に掲げる書面により構成するものとする。
 - (1) 信号機管理簿（別紙1）
 - (2) 信号機施設管理簿（別紙2）
 - (3) 信号機現示階梯図（別紙3）
 - (4) 交差点現況図（別紙4）
 - (5) 信号写真簿（別紙5）
 - (6) 経歴管理簿（別紙6）
- 3 本部管理責任者は、管理台帳を作成したときは、その副本を署管理責任者に送付するものとする。この場合において、管理台帳の記載事項に変更が生じたときは、本部管理責任者は、速やかに記載内容を変更し、その副本を署管理責任者に送付するものとする。
- 4 本部管理責任者及び署管理責任者は、管理台帳をコード番号順に整理し、適切に保管しなければならない。

5 署管理責任者は、第4の3(1)から(5)までに定める措置その他管理台帳の内容にかかわる措置を執った場合は、速やかに本部管理責任者に報告するものとする。

第6 信号機の点検

本部管理責任者は、信号機の設備及び機能を維持するとともに、信号現示、信号タイミング等の最適化を図るため、年1回以上、定期的に専門業者による点検を行うものとする。

第7 災害時の事前措置

本部管理責任者及び署管理責任者は、風水害、震災その他の災害の発生が予想される場合は、次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 応急措置体制の確立
- (2) 保守業者の手配及び確保
- (3) 損傷等が予想される信号機に対する応急措置
- (4) 電気事業者等との連絡通報体制の確立
- (5) 信号機電源付加装置等の点検整備

別紙(略)